# 射水市津波避難計画

(避難勧告等の判断・伝達マニュアル)

平成24年12月

射 水 市

# 目 次

第 1 章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
第 1 節 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	1
第 2 節 計画の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	1
第3節 計画の修正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1
第4節 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2
第 2 章 避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
第 1 節 避難対象地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3
第2節 津波避難所、津波避難ビル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	5
第 3 節 避難路····································		7
第4節 避難方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	7
第 5 節 避難困難地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	8
第6節 避難困難地区における避難方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		9
第3章 初動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		10
第 1 節 動員配備············		10
第2節 動員配備の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 1
第3節 動員配備にあたっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 1
第4章 津波情報等の収集・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	12
第1節 津波に関する情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1 2
第2節 津波情報等の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	16
第5章 避難勧告、避難指示の発令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	1 7
第1節 避難勧告等発令分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	17
第2節 発令の判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	18
第 3 節 解除基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	18
第4節 避難勧告、指示等の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		18
第5節 避難勧告、指示等の伝達方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	19
第 6 章 災害時要援護者等の避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	2 1
第1節 在宅の災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	2 1
第2節 社会福祉施設等における対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	2 1
第3節 外国人対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	2 1
第4節 学校(園)における事前対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2 1
第 7 章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	22
第1節 教育・啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	22
第2節 津波避難訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • •	22
第 8 章 減災に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• • • • • •	23
資料 1 津波浸水想定····································	• • • • • •	25
資料 2 射水市津波ハザードマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3 2
資料 3 避難対象地区における建物浸水開始想定時間及び避難所要時間・		3 7
資料 4 津波避難所 津波避難ビルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		3 0

## 第1節 目的

この計画は、地震の発生による津波災害から、住民の生命、安全を確保することを目的に、円滑な津波避難を行うため市の基本的な対応方針を定めるものとする。

## 第2節 計画の想定

この計画における津波の想定は、富山県が「平成23年度富山県津波調査研究業務」において実施した津波シミュレーションのうち、本市において影響が最も大きいと想定される「呉羽山断層帯の地震」の「構造物なし 1」の浸水想定に基づき、策定したものである。

想定津波の震源、津波の高さは、次のとおりとなっている。

1「構造物なし」とは、地震、津波等により防波堤や防潮堤等の海岸保全施設が破壊され機能しない場合であり、津波による浸水等の被害が大きくなる。

长 · Z · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
呉羽山断層帯の地震			
地震規模	M7.4		
長さ	35 km		
すべり量	2.9 m		
津波高	0.8 ~ 3.1 m		
津波の到達時間	1分		
	(断層の影響[水域隆起]で最短で1分以内に津波による浸水		
	が始まるところがあり、最大波高の津波が到達するものでは		
	ない。)		

表 1-2-1 想定津波

## 第3節 計画の修正

この計画は、津波避難訓練で明らかになった課題や津波防災対策の実施、最新の科学的な知見を反映した国県等の諸計画の見直しなどを踏まえ、適宜検討を加え必要に応じて修正を行うこととする。

# 第4節 用語の定義

この計画で用いる用語の意味は次のとおりとする。

表 1-4-1 用語の定義

用 語	定義
浸水想定範囲	県が実施したシミュレーション結果に基づき、津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲をいう。(地盤隆起・沈降に伴う浸水も津波とする)
避難対象地区	津波が発生した場合に避難が必要な地域として市が指定した 地区をいう。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して浸水想定 範囲よりも広い範囲で指定する。
津波避難所	津波の危険から避難するために、市が避難対象地区の外に指定する場所、又は避難対象地区の中にあっても高さを確保できる場所をいう。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地区の外へ避難する際に目標とする地点をいう。
避難可能距離	徒歩を前提として、避難開始から津波の到達が予想される時間 (浸水開始予測時間)までに避難することが可能な距離をい う。
避難可能範囲	徒歩を前提として、避難開始から津波の到達が予想される時間 (浸水開始予測時間)までに避難することが可能な範囲をい う。
津波避難ビル等	津波避難所のほか、別に市が指定する住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設(人工構造物に限る)をいう。
避難困難地区	津波の到達(浸水開始予測時間)までに、避難対象地区の外に 避難することが困難で、かつ津波避難ビル等への避難が必要な 地区をいう。

# 第2章 避難計画

## 第1節 避難対象地区

避難対象地区は、津波が発生した場合に被害が予測されるため避難が必要となる地区である。浸水想定範囲は、一つのシナリオに基づくシミュレーション結果であり、想定を超える津波が発生した場合は、浸水想定範囲よりも広い範囲で浸水する可能性がある。このため、避難対象地区は、以下の考え方に基づき、浸水想定範囲の外にバッファゾーン(浸水のおそれがある地域)を含め指定する。

避難対象地区を表 2-1-1、図 2-1-1 に示す。

## 【避難対象地区設定の考え方】

避難対象地区は、想定を超える津波の発生に対応するため、浸水が想定 される区域よりも広い範囲で設定する。

避難活動では地域ぐるみの助け合いが重要であることから、避難対象地 区は浸水が想定される地域が含まれる字単位で設定することを基本とす る。

ごく一部の地域で浸水が想定されている地域(字)については、浸水想 定範囲の外に位置する基幹道路に囲まれる範囲を避難対象地区として設 定する。

河川周辺で田のみが浸水すると想定されている地域については、浸水想定範囲を避難対象地区として設定する。

表 2-1-1 避難対象地区(68地区)

1.庄西町一丁目	18.津幡江の一部	35.草岡町一丁目	52.本江後新
2.庄西町二丁目の一部	19.奈呉の江の一部	36.草岡町二丁目の一部	53.本江西の一部
3.港町	20.片口の一部	37.海竜町の一部	54.本江東の一部
4.庄川本町の一部	21.片口高場の一部	38.海竜新町	55.本江北の一部
5.本町一丁目の一部	22.片口久々江の一部	39.海老江	56.足洗新町一丁目
6.本町二丁目の一部	23.新片町一丁目	40.海老江練合の一部	57.かもめ台
7.本町三丁目の一部	24.新片町二丁目	41.海老江七軒	58.七美の一部
8.放生津町	25.新片町三丁目	42.海老江浜開	59.七美中野
9.中央町の一部	26.新片町五丁目	43.浜開新町	60.七美一丁目
10.立町	27.新堀の一部	44.東明七軒の一部	61.七美二丁目の一部
11.八幡町一丁目	28.高場新町二丁目	45.有磯一丁目の一部	62.大江の一部
12.八幡町三丁目	29.高場新町三丁目	46.本江の一部	63.小杉白石の一部
13.中新湊	30.堀岡の一部	47.本江針山の一部	64.西高木の一部
14.二の丸町	31.堀岡新明神	48.本江針山新の一部	65.稲積の一部
15.越の潟町	32.堀岡古明神	49.本江中新	66.白石の一部
16.海王町の一部	33.堀岡明神新	50.本江三箇	67.摺出寺の一部
17.宮袋の一部	34.堀江千石の一部	51.本江針山開	68.八講の一部

字全域避難対象地区

字一部地域避難対象地区



## 第2節 津波避難所、津波避難ビル

市は、市が指定する避難所(屋外及び屋内)のうち、以下の要件を満たす避 難所を津波避難所として指定する。

避難対象区域外に位置する屋外避難所

避難対象区域外に位置し、十分な耐震性が確保された屋内避難所 避難対象区域内にあっては、 の条件を満たし、かつ高さを確保できる場 所(2階以上の施設)

あわせて、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地形的条件等の理由により、やむを得ず避難する緊急的・一時的な避難施設として、市は、企業及び社会福祉法人等が管理する建物について、「津波避難ビル等に係るガイドライン(平成 17 年:内閣府作成)」に基づき、津波発生時における避難施設としての使用に関する協定の締結に努めるものとする。市民等にあっては、原則として表 2-2-1(1)(2)に示す津波避難所に避難を図るものとする。

表 2-2-1(1) 避難対象地区に対する津波避難所

避難対象地区名	区分	津波避難所
	避難所	旧・中伏木小学校、新湊西部保育園、庄 西コミュニティセンター(2 階以上)
庄西町一丁目、庄西町二丁目 	屋外避難所	-
	津波避難ビル	庄西市営住宅(2階以上)
港町、庄川本町、本町一丁目、本	避難所	新湊中学校(旧新湊西部中学校) 富山県立新湊高等学校、新湊保健センター(2階以上)、新湊コミュニティセンター(2階以上)
町二丁目	屋外避難所	-
	津波避難ビル	港町市営住宅(2階以上)、庄川本町市営 住宅(2階以上)、長徳寺クリニック(2 階以上)
	避難所	新湊交流会館、高周波文化ホール (新湊 中央文化会館)
   本町三丁目、放生津町	屋外避難所	三日曽根公園
	津波避難ビル	本町サポートセンター(3 階以上)、第一イン新湊(3 階以上)、姫野病院(2 階以上)、 放生津町共同住宅
	避難所	新湊小学校、放生津小学校(2階以上) 放生津コミュニティセンター(2 階以 上)、放生津保育園(2階以上)
中央町、立町、中新湊、二の丸町	屋外避難所	-
	津波避難ビル	川の駅新湊(2階以上)、アパガーデン パレスなかしん(3階以上)、立町特定公 共賃貸住宅(3階以上)

表 2-2-1(2) 避難対象地区に対する津波避難所

避難対象地区名	区分	津波避難所
	避難所	新湊ふれあい会館、八幡保育園、新湊中 学校(平成 27 年 4 月竣工)
越の潟町、海王町、八幡町一丁目、   八幡町三丁目	屋外避難所	-
7 (12.13) = 3   12	津波避難ビル	八幡市営住宅(3 階以上)、海王町市営住 宅(3 階以上)、ケアハウス海王(3 階以上)
<u>→</u>	避難所	塚原小学校、塚原コミュニティセンタ ー、塚原保育園、高岡陸運事業協同組合
宮袋	屋外避難所	-
	津波避難ビル	-
津幡江、奈呉の江	避難所	作道小学校、新湊南部中学校、新湊アイシン軽金属スポーツセンター(新湊総合体育館・新湊武道館)、新湊農村環境改善センター、新湊作道保育園
	屋外避難所	奈呉の江西公園
	津波避難ビル	-
高場新町二丁目、高場新町三丁	避難所	片口小学校
目、新片町一丁目、新片町二丁目、   新片町三丁目、新片町五丁目、新	屋外避難所	新堀東公園
堀、片口、片口高場、片口久々江	津波避難ビル	-
海竜町、堀岡古明神、草岡町一丁 目、草岡町二丁目、堀岡、堀岡新	避難所	堀岡小学校、堀岡保育園、堀岡児童館、 射北中学校(2階以上)
明神、堀岡明神新、七美中野、堀	屋外避難所	-
江千石、海竜新町 	津波避難ビル	-
海老江七軒、東明七軒、海老江練 合、足洗新町一丁目、本江中新、 本江針山、本江針山新、海老江、	避難所	東明小学校、富山高等専門学校、本江幼 稚園、足洗老人福祉センター(2 階以上)
海老江浜開、浜開新町、有磯一丁	屋外避難所	有磯東公園
目、かもめ台、本江北、本江後新、 本江西、本江、本江東、本江針山 開、本江三箇	津波避難ビル	本江市営住宅(1 号棟:4 階以上、2 号棟: 3 階以上)
七美、七美一丁目、七美二丁目、	避難所	下村小学校、下村体育館・下村グラウン ド、下村保育園
白石、摺出寺、八講	屋外避難所	-
	津波避難ビル	ケアハウス万葉(3 階以上)
	避難所	大江コミュニティセンター、大江保育園
大江、小杉白石、西高木、稲積	屋外避難所	-
	津波避難ビル	-

#### 第3節 避難路

自治会・町内会、自主防災組織は、あらかじめ定めてある避難所までの避難路を、以下の事項に基づき確認するものとする。

建物等の倒壊や落下物等による危険が少ないこと。

避難者数などを考慮して、幅員が広いこと。

原則として、海岸及び河川沿いの道路は除くこと。

電柱などの倒壊物、看板等の落下物による危険が少ないこと。

避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きい工場等がないこと。

## 第4節 避難方法

避難方法は、徒歩を基本とする。

ただし、以下の場合においては車両の使用を認めるものとする。

高齢者や障害者などが長い距離を避難する場合

避難者が自力で避難できない場合及び遠隔地の避難所へ早急に避難させる ことが必要と認められる場合

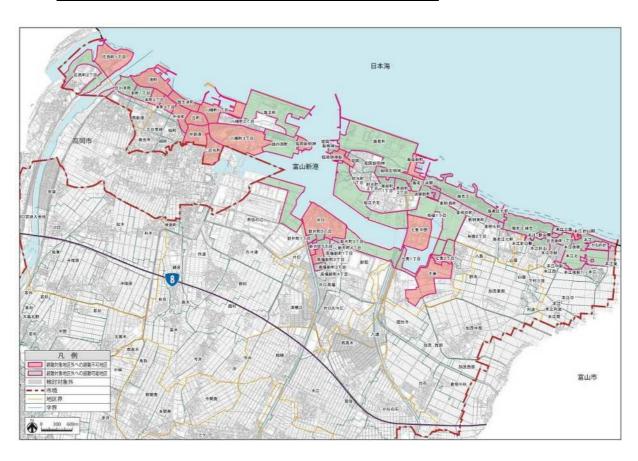
なお、避難にあたっては、避難対象区域外のできるだけ内陸部又は高台へ迅速に避難する。時間的・地理的要因により、避難対象地区外に避難できない場合は、使用可能な避難所及び津波避難ビルを活用し、避難するものとする。

## 第5節 避難困難地区

避難困難地区は、地震発生後 2 分後に避難を開始し、歩行速度 1 m/秒で避難するものと仮定した場合に、津波の浸水開始時間までに避難対象地区の外(避難の必要がない安全な地域)に避難することが困難な地区を抽出したものである。本市では 22 地区が避難困難地区と想定される。

表 2-5-1 避難困難地区

1.庄西町一丁目	11. 二の丸町	21.七美中野
2.港町	12.片口	22.七美二丁目
3. 本町二丁目	13.片口高場	
4.本町三丁目	14.高場新町二丁目	
5.放生津町	15. 堀岡新明神(西側)	
6.中央町	16. 堀岡明神新	
7. 立町	17.海竜新町	
8.八幡町一丁目	18.本江三箇	
9.八幡町三丁目	19.本江針山開	
10.中新湊	20. 七美	



#### 第6節 避難困難地区における避難方針

河川、港周辺に位置する内陸部の地区(15地区)

本町二丁目、本町三丁目、中央町、立町、八幡町三丁目、中新湊、二の丸町、 片口、片口高場、高場新町二丁目、堀岡新明神(西側)、堀岡明神新、七美、 七美中野、七美二丁目

#### 特徴

- ・断層の影響(水域隆起)により、浸水開始が非常に早いため、避難対象地区 外への避難が困難な地区である。
- ・外洋から湾内、河川への津波の最大波到達時間は30分以降と想定される
- ・住居位置における浸水深は、最大で 0.5 m 以上 1.0 m 未満、大半の住居位置における浸水深は 0.5 m 未満であることから、建物は全壊被害にまでは至らず、大半は床下浸水程度と推定される。

#### 避難方針

・浸水開始が非常に早いため、あえて屋外へ避難するよりも建物の上層階への 避難(垂直避難)を原則としつつ、地震発生直後に浸水がみられない場合(断層の影響がない場合)は避難対象地区外へ避難する。

#### 富山湾に面した地区(5地区)

庄西町一丁目、放生津町、本江三箇、本江針山開、海竜新町

#### 特徴

・浸水開始までの猶予時間はあるが、避難目標地点までの距離が遠いことから、 避難対象地区外への避難が困難な地区である。

#### 避難方針

・速やかに海から離れることを原則としつつ、避難状況に応じて、津波避難ビル等を活用することによって避難する。

富山湾と河川に挟まれている地区(2地区)

#### 港町、八幡町一丁目

#### 特徴

- ・富山湾と内川に挟まれた地区であり、内川沿いでの浸水が早いため、避難対 象地区の外に避難することが困難な地区である。
- ・内川沿いの浸水深は 0.5m 未満と予測され、その浸水範囲も狭い。しかしながら、沿岸部に位置する地区であるため、津波に対して注意が必要な地区である。

#### 避難方針

・速やかに海から離れることを原則としつつ、避難状況に応じて、津波避難ビル等を活用することにより避難する。

## 第1節 動員配備

大規模な地震が発生し、津波による被害が拡大するおそれがあるときに、応急対策活動を迅速かつ的確に行うため、職員は、速やかに下記の配備基準により参集する。

## 配備基準

110 佣 至 -	<del>+</del>				
配備体制	配備基準	配備内容			
		消防部及び上下水道部を除く市職員 消防部及び上下水道部の市職員			
第 1 次	(1)震度4の地震が発	情報収集及び連絡活動を管理職全員及び職員の3			
非常配備	生したとき。	主とし状況により第2次 分の1程度を各所属に配			
	(2)市長(本部長)が	非常配備へ円滑に移行し備し、応急対策活動に当			
	必要と認めたと	得る態勢を執るため、総たる。			
	き。	務班長及び行政管理部長			
		が災害に関係があると認			
		め指令した班長がこれに			
		当たる。			
	` '	事態の推移に伴い速やか全職員をもって応急対策			
非常配備		に第3次非常配備に切り活動に当たる。			
		替え得る態勢で、各部長、			
	` '	班長、係長以上の職員及			
		び所管部長が必要と認め			
	` ' ' ' '	た上記以外の職員がこれ			
	要と認めたとき。	に当たる(職員総数の3			
		分の1程度)。			
~ 2 \h		<b>(() 中 4 位 L T A + 地 + 2</b>			
	` '	災害対策に万全を期する			
非常配備		ため各部各班全員が当た			
	き。	[ð.			
	(2)大津波警報が発				
	表されたとき。				
	(3)市長(本部長)が				
	必要と認めたと				
	き。				

市長は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、上記(1)、(2)の基準とは異なる配備を指令することができる。

各部局長は、被害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、 独自の配備体制を発することができる。

参集場所等については「職員行動マニュアル」において別に定める。

## 第2節 動員配備の伝達

勤務時間内

災害対策本部等の設置の通知と併せて、行政管理部総務課が庁内放送、防災行政無線等により庁内各部局(出先機関を含む。)に伝達する。

勤務時間外

「配備基準」に該当する災害事象をもって伝達に替える(自動発令)。

なお、職員は、市メール配信サービス、テレビ、ラジオにより震度情報、津 波予報の把握に努める。

また、災害事象によって配備基準の判断が困難なときは、上位の配備基準により参集する。

## 第3節 動員配備にあたっての留意事項

職員は、自己の任務を十分認識し、災害が発生した場合又は災害発生のおそれがあるときは、動員配備の連絡を待つことなく、自主的に速やかに参集し、 防災活動に従事する。

ただし、参集場所が津波浸水予想地域に含まれる場合や強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを感じるなどの避難が必要と判断される場合は、自身の安全を確保した上で、参集場所の安全確認後(津波警報が解除される等)に参集するものとする。

そのため、職員は、あらかじめ参集場所が浸水予想地域に含まれるかどうか を把握しておく。

自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長へ連絡するとともに、家族 の避難、病院への収容等必要な措置を執った後に登庁する。

交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、その旨を所属長に連絡し、 その後の指示を受ける。

所属部署に参集できず最寄りの行政センターに参集した職員は、その旨を所属長に連絡する。その後の指示を行政センター長から受け、住民対応にあたる。

職員は、参集途上において可能な限り、市域の被害状況を把握し、所属長へ 報告する。

登庁職員は、その職務について権限を有する者が不在のときには、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。このとき、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容について、権限を有する者に報告する。

# 第4章 津波情報等の収集・伝達

## 第1節 津波に関する情報収集

市は、市内において震度4以上の地震が発生、あるいは富山県沿岸に津波予報(注意報、警報)が発表されたときは、配備体制をとり、津波情報を収集する。

## 第1項 津波情報

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、順次、津波警報・注 意報、津波情報が発表される。

## (1)津波警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表される。

津波警		油油の京社マガ	発表される津波 の高さ		本本数担然大口目之上
報等の 種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	数値で の発表	定性的 表現での 発表	津波警報等を見聞きし た場合にとるべき行動
	予想される津波	10m<高さ	10m超	巨大	
大津波 警報	の高さが高いと ころで 3 mを超	5 m < 高さ 10 m	1 0 m		陸域に津波が及び浸水す るおそれがあるため、沿
	える場合	3 m < 高さ 5 m	5 m		岸部や川沿いにいる人 は、ただちに避難ビルな
津波警報	予想される津波 の高さが高いと ころで1 mを超 え、3 m以下の 場合	1 m < 高さ 3 m	3 m	高い	ど堅牢な高い場所へ避難 する。 警報が解除されるまで安 全な場所から離れない。
津波注意報	予想される12mのことはあるでの1.2mのこの以って、1のであるのであるがよってがあるがまれがあるがある。	0.2m 高さ 1 m	1 m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から上がって、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

## (2)津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが発表される。

区分	種類の種類	発表内容
	津波到達予想時刻・予想される 津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表
津波	各地の満潮時刻・津波到達予想 時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻 を発表
情報	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖 合の観測値から推定される沿岸での津波の 到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

## (3)津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表される。

区分	発表基準	発表内容
	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
津波	0.2m 未満の海面変動が予想 されたとき(津波に関するそ の他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

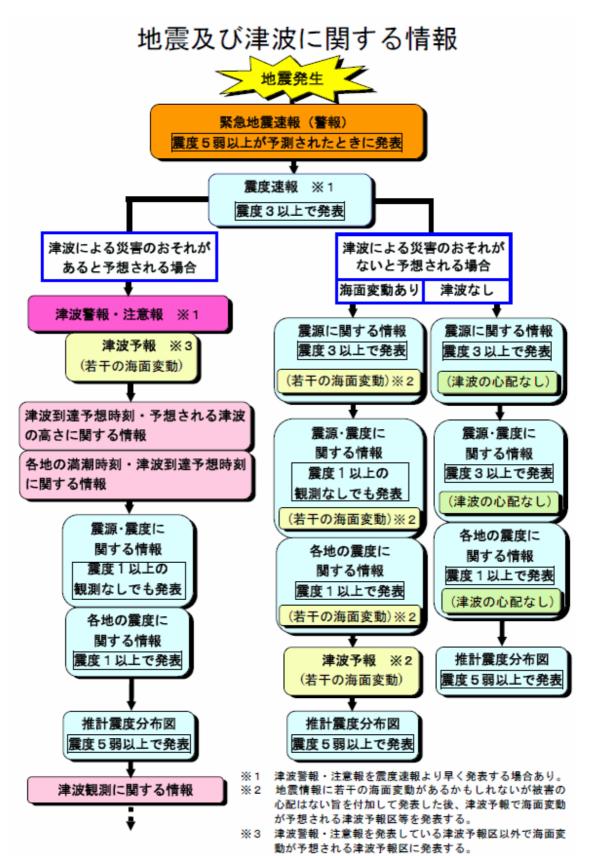
## (4)津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられており、富山県が属する津波予報区は以下のとおりである。

津波予報区	区域
富山県	富山県



(5)地震及び津波に関する情報の流れ 地震及び津波に関する情報の発表の流れを図 4-1-1 に示す。



## 第2項 津波に関する情報の伝達系統

津波に関する情報の伝達系統は図 4-1-2 に示すとおりであり、気象庁が発表した津波予報、津波情報等は、下記の伝達系統図により、直ちに住民等に伝達する。

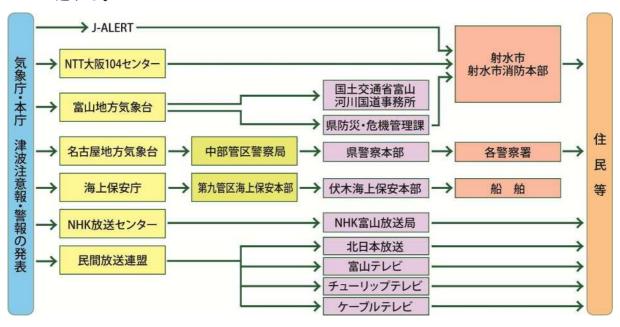


図 4-1-2 津波に関する情報の伝達系統

## 第3項 海面監視による情報収集

津波注意報又は津波警報が発表された場合、また、震度4程度以上の強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、高台等津波の危険性のない場所において、港湾商工班及び消防部は直ちに海面の状態を監視する。

## 第4項 津波情報の入手先

津波に関する情報については、下記等により収集する。

名称	情報の内容	ホームページアドレス
気象庁ホームページ	天気予報、地震・津 波・火山関連、注意 報・警報、台風情報 等	http://www.jma.go.jp/jma/menu/flash.html
射水市防災気象情報	富山県の気象情報、 津波情報等	http://www.city.imizu.toyama.jp/weather/index.html
富山防災 WEB	富山県の気象情報、 津波情報等	http://www.bousai.pref.toyama.jp/web/jsp/i ndex.jsp
日本気象協会	津波情報等	http://tenki.jp/tsunami/
ウェザーニュース	津波情報等	http://weathernews.jp/tsunami/

## 第2節 津波情報等の伝達

津波予報区(富山県)に津波予報(警報、注意報)が発表された場合、また、海面監視で異常を覚知した場合、住民窓口・広報班、総務班、消防部、消防団及び沿岸部を所管する防災関係機関(伏木海上保安部等)の協力を得ながら、広報車、防災行政無線等を通じて住民等に対して安全な場所への避難を呼び掛ける。

さらに、多数の人出が予想される漁港、港湾、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地などの行楽地でも、サイレン・スピーカーによりその場の公衆に周知するよう努める。なお、甚大な被害が発生し呼び掛けを行うことが困難な場合は、報道機関(テレビ、ラジオ)に対して避難等に関する情報の提供を行うなど、住民への周知に努める。

伝達手段	実施担当	伝達対象	伝達内容
防災行政無線 J-ALERT 緊急速報・エリアメール 広報車	住民窓口・広報班 総務班	住民	津波予報(解除も含む) 津波情報
消防車 サイレン スピーカー	消防部 消防団 防災関係機関 (伏木海上保管部等)	海岸付近滞在者	海面監視の状況

#### 【防災行政無線放送文】

【例 <b>次</b> 门以無緣 <b>以</b> 区文】			
予報の種類	サイレン(2回連続)	内容	
大津波警報	===··=== 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒 2秒 3秒	大津波警報。 大津波警報。 大津波警報れ、高い 場所に避難している。 「は、対象でです。 「は、対象ででする場合」 大津波警報。大至急、 とは、大津は、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでする。 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでする。 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでする。 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでする。 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでする。 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでする。 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのでは、 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とので。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とのです。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので。 とので	
津波警報	===・・===・・=== 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒	津波警報。津波警報。高い津波がきます。 ただちに海岸から遠く離れ、高い場所に避難してください。こちらは、射水市です。 < 2 回繰り返す > チャイム 1 回	
津波注意報(津波注意)	===・・===・・=== 10秒 2秒 10秒 2秒 10秒 2秒 10秒	ただいま、津波注意報が発表されました。海岸付近の方は注意してください。すぐに、海岸から離れてください。こちらは射水市です。< 2 回繰り返す > チャイム 1回	
津波警報・ 注意報解除		チャイム 1回 こちらは、射水市です。 津波警報(注意報)は解除されま した。 <2回繰り返す> チャイム 1回	

# 第5章 避難勧告、避難指示の発令

## 第1節 避難勧告等発令分類

射水市地域防災計画では、「関係機関から提供される情報、自ら収集する情報等を基に、避難勧告等発令の客観的な判断基準を整理し、避難すべき区域や判断基準を明確にし、避難準備(災害時要援護者避難)情報、避難勧告、避難指示の3段階で発令する。」と定めている。

## 【避難勧告等発令の3類型】

種別	発令時の状況	住民に求められる行動
避難準備 (災害時要援 護者避難) 情報	・災害時要援護者等、特に避難行動 に時間を要する者が避難行動を開 始しなければならない段階であ り、人的被害の発生する可能性が 高まった状況	<ul> <li>・災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始)</li> <li>・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難 行動を開始しなければならない段 階であり、人的被害の発生する可 能性が明らかに高まった状況	・通常の避難行動ができる者は、計画 された避難所等への避難行動を開 始
避難指示等	・前兆現象の発生や現在の切迫した 状況から、人的被害の発生する危 険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等か ら、人的被害の発生する危険性が 非常に高いと判断された状況 ・人的被害の発生した状況	・避難勧告等の発令後で避難中の住民 は、確実な避難行動を直ちに完了 ・未だ避難していない対象住民は、直 ちに避難行動に移るとともに、その いとまがない場合は、生命を守る最 低限の行動

津波発生時は、自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。

#### 第2節 発令の判断基準

本市における津波は、地震発生後数分で津波が来襲するため、津波の大きさ や危険度を判断している余裕はほとんどないことが予想され、逃げ遅れは大き な犠牲を生じる結果となる。

このため、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことがないよう、判断基準を明確にしておく必要があり、本市における判断基準は、以下の状況が認められる場合に総合的かつ迅速に判断し、発令する。

区分	津波警報発令時の状況	現地情報
避 難 勧 告	・気象台から津波警報の通知を受けた場合 ・報道機関等から津波警報の発表を認知した場合	・強い揺れ(震度4以上)を感じた時、又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じ 避難が必要と認めるとき
避難指示等	・気象台から大津波警報の通知を 受けた場合 ・報道機関等から大津波警報の発 表を認知した場合	・強い揺れ(震度4以上)を感じた時、又は長い時間ゆっくりとした揺れを感じ 避難が必要と認めるとき

## 第3節 解除基準

避難勧告・指示の解除の基準は、以下の状況が認められる場合とする。

解 除 基 準	・気象台から津波警報解除通知を受けた場合 ・報道機関の放送等により津波警報の解除を認知した場合
------------------	----------------------------------------------------

## 第4節 避難勧告、指示等の内容

行政管理部総務班は、次の内容を明示して避難準備情報、避難勧告又は避難 指示等を発令する。

避難対象地

避難先

避難準備、勧告又は指示等の理由 避難準備、勧告又は指示等の発令者 その他避難時の注意事項等

## 第5節 避難勧告、指示等の伝達方法

## 第1項 伝達手段

避難対象地区の住民には、下記のチェックリストに基づき情報伝達を行う。 また、自治会・町内会や災害時要援護者等に対しては個別にメールや電話等 で伝達を行う。

## 【情報の伝達手段】

チェック	伝 達 手 段	担当班	留 意 事 項
	防災行政無線(同報系) J-ALERT	住民窓口・広報班	
	消防車、広報車による市内 巡回放送	住民窓口・広報班 消防警防班	
	消防団員による各戸伝達	消防団班	
	ケーブルテレビ、コミュニ ティ F M による広報	住民窓口・広報班	
	緊急速報・エリアメール、 ホームページ、ソーシャル メディア等による広報	住民窓口・広報班	
	自治会・町内会、自主防災 組織等による各戸連絡	地域振興会·自主防災組 織等	

## 【個別の伝達先】

伝 達 先	担当班	留 意 事 項
自治会、地域振興会、自主防災組織へ の連絡(メール・電話・FAX)	住民・窓口班、総務班	
災害時要援護者への連絡 (メール・電話・FAX)	災害救助班	災害時要援護者支援計 画に基づく
災害時要援護者関連施設への連絡	災害救助班、総務班	施設への情報提供、福祉 避難所としての受入れ 要請など
避難所への連絡	避難所開設担当職員 及び施設を所管する班	避難所の開設及び運営 等

## 第2項 伝達の内容

避難勧告、指示等の伝達に当たっての内容は、以下の例文を参考とする。

伝達の種類	広 報 文 例(津波時)
避難勧告	こちらは、射水市です。ただ今時分に地区に対して避難勧告を出しました。 ただちに海岸付近を離れ、内陸に向かって、付近の高台又は避難所へ避難して下さい。時間後にはmの津波が来る恐れがあります。できるだけ近所の方にも声を掛けて避難してください。(適宜、繰り返し)
避難指示 (命令)	緊急避難命令、緊急避難命令、地区に避難命令。大至急、内陸に向かって、付近の高い建物へ避難せよ。(適宜、繰り返し)

第3項 防災関係機関への伝達 下記のチェックリストに基づき、関係機関への伝達を行う。

チェック	機 関 名	連絡先
	射水市消防本部	0766-56-0119
	国土交通省富山河川国道事務所	076-443-4701
	"高岡出張所	0766-22-1325
	"大門出張所	0766-52-1573
	国土交通省伏木富山港湾事務所 新湊出張所	0766-84-4106
	富山地方気象台	076-432-2311 (技術課)
	自衛隊	県経由 076-444-3187(県防災・危機管理課)
	伏木海上保安部	0766-44-0196
	富山県防災・危機管理課	076-444-3187
	高岡市危機管理室	0766-20-1229
	富山県高岡土木センター	0766-26-8432
	富山県富山新港管理局	0766-84-8292
	富山県射水警察署	0766-55-0110
	射水ケーブルテレビ ネットワーク株式会社	0766-82-7320
	株式会社エフエムいみず	0766-56-0793
	北陸電力株式会社高岡支社	0120-77-6453
	日本海ガス西部支社	0766-84-8118
	NTT 西日本	0800-200-2270

## 第6章 災害時要援護者等の避難対策

## 第1節 在宅の災害時要援護者対策

## (1)災害時要援護者の把握

市は、高齢者、障害者、乳幼児等のいわゆる災害時要援護者が円滑に避難できるよう、防災関係部局、福祉関係部局、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の福祉関係者と連携し、個人情報の保護に配慮しながら、災害時要援護者に関する情報(住居、情報伝達体制、必要な支援内容等)の現状把握に努める。

#### (2)情報伝達

津波予報、避難勧告等の住民等への伝達手段は、防災行政無線(同報系)等の音声伝達が主体となっていることから、情報の伝わりにくい災害時要援護者に対しては、地域が主体となり、きめ細かな情報伝達体制の確立を図る。

## (3)自主防災組織の強化

災害発生後、直ちに在宅の災害時要援護者の安全確保や避難行動を援助できるのは、家族及びその近隣の住民であるため、民生委員・児童委員、高齢者福祉推進員、身体障害者相談員等の福祉関係者等と連携を図り、自治会・町内会等を単位とする身近な地域において、迅速に安否確認、避難誘導及び救助活動を行うことができる体制を整備する。

#### (4) 啓発

災害時要援護者やその家族に対し、防災訓練に参加するよう呼び掛けるなど、津波に関する基礎的な知識や災害発生時にとるべき行動等について啓発する。

#### 第2節 社会福祉施設等における対策

市は、社会福祉施設の施設管理者等に対し、施設利用者の安全を確保するための体制整備や施設整備について指導する。

#### 第3節 外国人対策

市は、射水市民国際交流協会及び公益財団法人とやま国際センター等関係機関と協力し、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、外国人に対し、津波予防対策の周知に努める。

#### 第4節 学校(園)における事前対策

市は、各施設の責任者に対し、防災に関する安全計画を立案し、状況に応じて適切に行動できるよう指導する。学校等は、計画に基づいて訓練を実施する。

## 第7章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施

#### 第1節 教育・啓発活動

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から逃げることである。このため、津波発生時に円滑な避難が行われるよう、住民に対して津波の基礎知識や津波に関する心得の普及啓発を図る。

#### (1)ホームページ等による啓発

津波避難意識を高めるため、作成した津波ハザードマップの配布、市の広報やホームページなど様々な機会を設け、津波の特性、避難時の心得、避難方法などについて啓発を行う。

#### (2)子どもへの防災教育

子どもへの防災教育を継続的に実施することは、防災意識が高まり、災害に対して主体的に行動できる能力を育成することとなる。このことより、中長期的には防災の文化を構築する取組となることから小学校・中学校において体験学習等を実施し、津波に関する知識の習得・向上を図る。

## (3)防災リーダーの育成

防災教育や防災訓練の取組を各地域に応じた内容へと発展させ、継続した取組とするためには、防災教育を担う人材が重要となる。このため、消防団員、自主防災組織、事業所の防災担当者等の中から、津波対策をはじめとする防災リーダーとなる人材の育成に努めるとともに、防災リーダーを中心として自主防災組織の育成強化を図る。

## (4)ワークショップの開催

地区ごとの状況に応じた津波避難計画を策定するために、地区住民等の参画を得て、タウンウオッチング等により避難先や危険箇所等の確認を行う。

#### 第2節 津波避難訓練

自主防災組織及び住民と関係機関の協調体制を強化し、津波災害に対して円滑な避難体制を確立するため、大規模な地震を想定した実践的な津波避難訓練や情報伝達訓練を定期的に実施するよう努める。

また、訓練参加者には、津波に関する啓発を行い、併せて訓練終了後には検討会を開催して、訓練内容、方法、問題点等の検証に努めるとともに、新たに見出された課題を次回の訓練に反映させ、避難体制の強化に努める。

## 第8章 減災に関する施策

津波による被害を最小限に抑えるため、海岸保全施設、港湾施設及び漁港施設、河川管理施設等、ハード面の計画的な整備を国、県等の管理者に積極的に働き掛けるとともに、市民が安全に、確実に避難できるようソフト面に関する対策を積極的に実施する。

## (1)津波避難に関する初動対応の確立

地震発災後、津波に関する情報の提供は、最短でも3分程度を要し、本市では、地理的関係により、1分以内に浸水が始まることが想定されていることから、避難の初動対応が重要である。

小・中学校における防災教育、消防団員及び自主防災組織、防災士等の防災 リーダーの育成、出前講座等による地区ごとの津波避難計画の策定等を市民との協働で実施し、地区の実情に沿った初動対応の確立に努めるとともに、市民自らが自主的に行動できるよう努める。

#### (2)建物の耐震化の促進

県、市及び関係団体が連携し、一般住宅耐震診断の実施及び耐震化に関する 施策を実施するとともに、耐震化の普及啓発を図る。

## (3)海岸保全施設等の整備

港湾及び漁港施設は地震により直接的な被害を受けるほか、津波により被害が拡大する可能性があり、海岸保全事業等の推進は防災上重要な課題である。

また、本市は、本市に最大の被害をもたらすことが予想される呉羽山断層帯に近接し、かつ、国際拠点港湾伏木富山港の中核を担う富山新港が位置する等、 特殊な要件を抱えている。

このことから、これらの特殊要件を包含し、減災に努めるためには、海岸・港湾・漁港・河川施設等の整備(堤防護岸・防波堤の新設、かさ上げ、補強等)の促進について施設管理者に対して強く要望する。

## (4)防災行政無線による情報伝達力の強化

東日本大震災では、地震の揺れに伴う広域的な停電や通信網の途絶等により、 防災行政無線から避難情報を入手した人の割合が高くなっている。

このことから、住民等に対する津波予報及び警報等の伝達手段として、現在整備されている防災行政無線の難聴エリアの解消、デジタル化等、情報伝達力の強化を図る。

#### (5)多様な情報伝達手段の整備

防災行政無線は必ずしも全ての市民に情報を伝えることはできないことから、市民自らが多種多様な情報媒体を活用することで、情報が入手できる環境整備に努める。(テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター、一斉同報メール、緊急速報・エリアメール等)

## (6)避難所の確保

避難困難地域に限らず避難地域においては、国・地方公共団体の庁舎、民間 施設等を津波避難ビルとして指定し、緊急的な避難所の確保に努める。

また、津波発生時に浸水する可能性のある小・中学校、コミュニティセンター等については、上層階へ速やかに避難できるよう屋外避難階段の設置や屋上が緊急的な避難所となるように安全手すりの設置等の整備を推進する。

## (7)誘導避難標識、標高表示看板の設置

市では、津波防災意識の向上と津波発生時の速やかな避難行動を目的として、海抜表示や津波注意喚起看板を設置している。今後は、自動車運転者に対して即時に津波情報を提供する必要があることから、沿岸部を通過する道路(特に国道415号)において、可変情報板等の整備の検討を行う。

また、避難所、津波避難ビル等の位置がわかるように案内誘導板の整備を図る。

資料 1 津波浸水想定

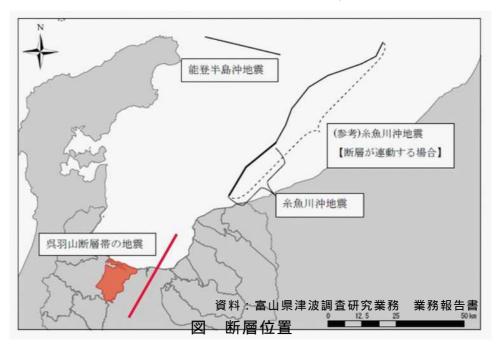
#### 富山県津波シミュレーションについて

#### 【対象地震】

富山県が実施した「平成23年度富山県津波調査研究業務」における津波シミュレーションは、海溝型地震による津波が文献調査において確認されていないことから、活断層地震による津波を想定している。

活断層地震としては、あらゆる可能性を考慮し、発生確率の極めて低い(3 千年~5千年に1度程度)活断層である呉羽山断層帯での地震による津波を想 定するとともに、念のため、国において断層の存在、長さ等が明確に確認され ていない糸魚川沖地震や能登半島沖地震も想定した。

その結果、本計画では、本市において浸水被害が大きい呉羽山断層帯の地震による津波シミュレーション結果を採用している。



呉羽山断層帯における地震は、以下に示す条件で検討されている。

項目	条件
地震規模	マグニチュード 7.4
すべり量	2.9 m 断層調査により、すべり量 の実測値が確認されている すべり量:地震により断層面が滑り動いた距離
長さ、幅	長さ:35km、幅:22km

#### 【地形データ等】

標高及び水深に関する資料は、以下のとおりである。陸域の標高データは、 高精度なデータである航空レーザー計測データ及び基盤地図情報 5 m メッシュ データを用いている。

#### 陸域

項目	発行元・管理者	諸元	備考
航空レーザー計測データ	北陸地方整備局 河川管理課	標高	
基盤地図情報 5 m メッシュ、 10 m メッシュ	国土地理院	標高	メッシュ形態データ

#### 海域

項目	発行元・管理者	諸元	備考
GEBCO Gridded Bathymetry Data	GEBCO	水深	メッシュ形態データ
日本近海 30 秒グリッド 水深データ	(財)日本水路協会	水深	メッシュ形態データ
海底地形デジタルデータ M7000シリーズ	(財)日本水路協会	水深	等高線データ
海図 (伏木富山港、氷見港、魚津港)	海上保安庁 海洋情報部	水深、 等深線	紙図

#### 【構造物】

富山県下沿岸の海岸保全施設、港湾、漁港について、施設の位置及び高さ資料を収集し、河川堤防位置及び高さと河床水深は、1級河川及び2級河川のうち河口での川幅が概ね30m以上の河川について収集している。(本市周辺では、小矢部川、庄川、内川、下条川、新堀川、新鍜治川が対象)

## 【メッシュ区分】

沿岸域全体及び背後地(陸域)を最小 10m メッシュデータとして、構造物の 位置及び天端高さを考慮して作成している。

## 【外力条件】

富山県が実施した津波シミュレーションでは、外力条件として、防波堤や防潮堤等の海岸保全施設が機能した場合の想定(「構造物あり」)と、地震、津波等により防波堤や防潮堤等の海岸保全施設が破壊され機能しなかった場合の想定(「構造物なし」)がされている。本計画では、本市において浸水被害が大きい「構造物なし」の津波シミュレーション結果を採用している。

## 【生地検潮所の朔望平均満潮位(1974年~2008年)を基準として想定】

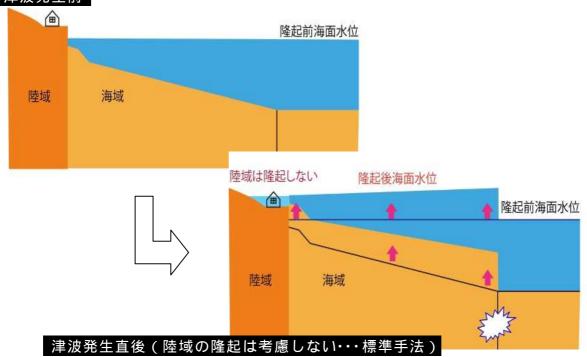
朔(新月)及び望(満月)の日から5日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値を採用している。TP(東京湾平均海面)+50cmを基準として想定。(シミュレーション時の水面)

#### 【断層のズレによる水域の隆起のみを考慮】

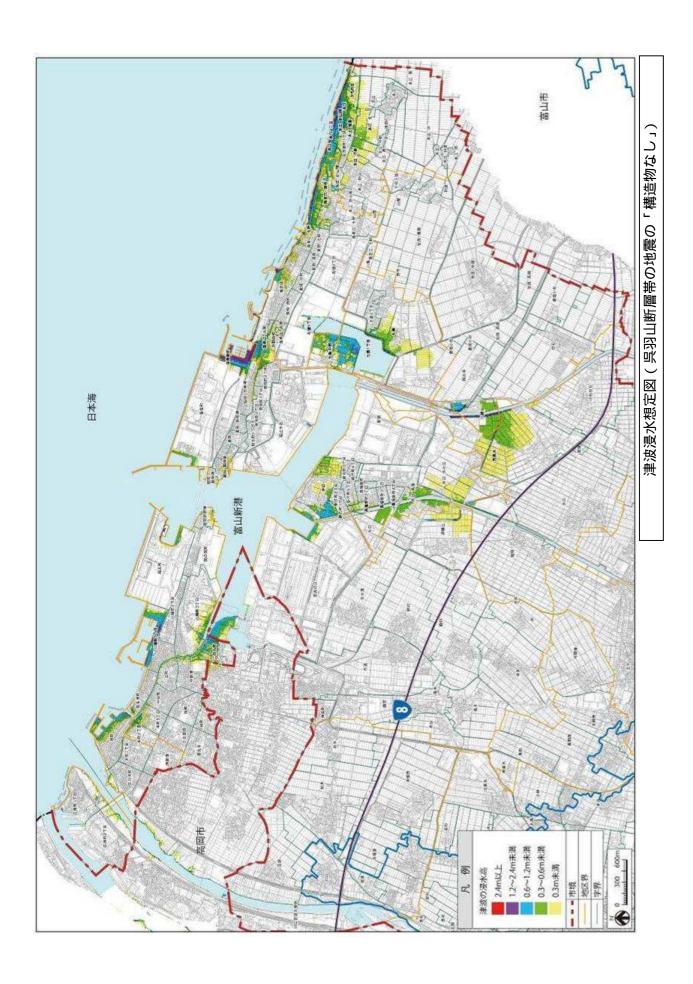
呉羽山断層帯は逆断層であり、地震が発生した場合は本市が位置する西側部 分が隆起する。 県が実施した津波シミュレーションでは、国のマニュアルに従って、最も危険な場合の想定として、陸域側の地盤の隆起は考慮せず、水域(海域、港湾内の水域、河川水域)の隆起のみを考慮している。

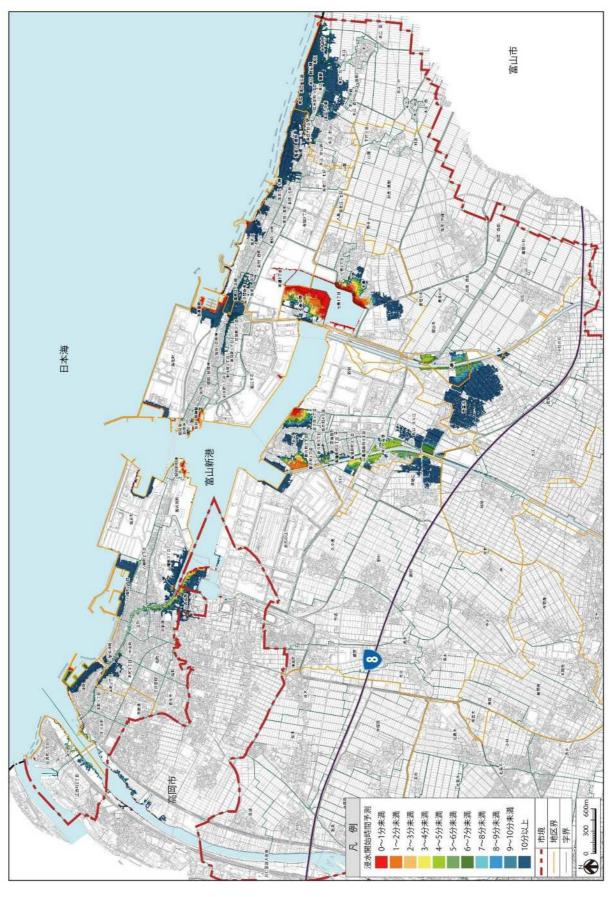
このため、本市では、地震発生直後に、海側だけが隆起して陸域より高くなり、沿岸部、伏木富山港周辺の低地においては地震発生時と同時に浸水する地域と想定されている(浸水開始時間が非常に早い)。

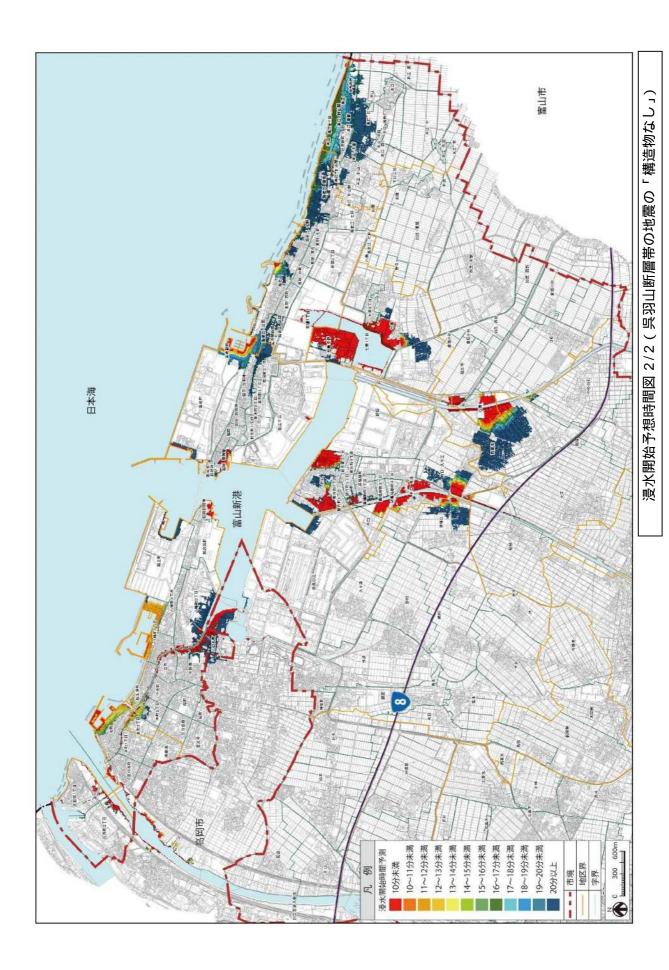
## 津波発生前



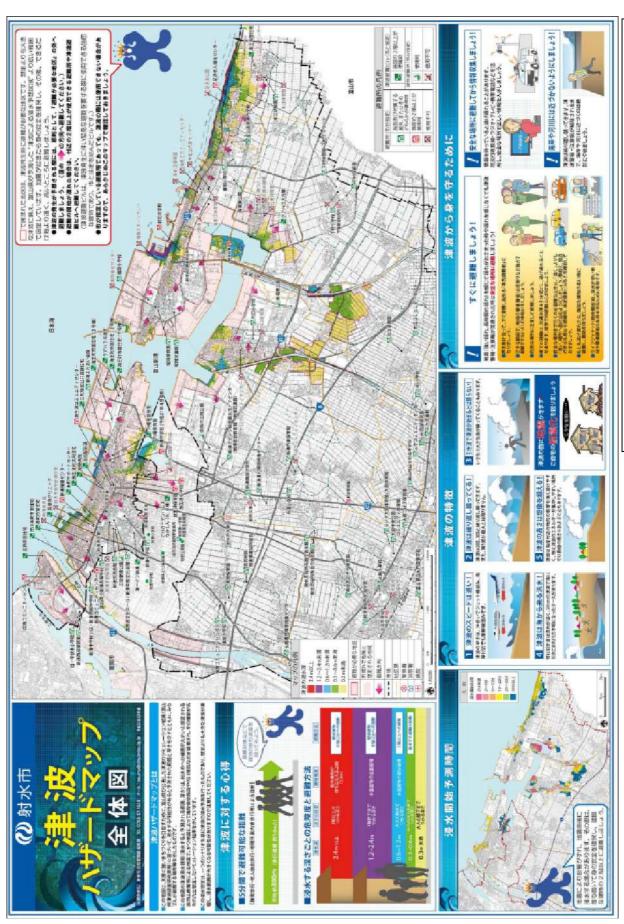
標準手法では、陸域の地盤は隆起させないため、陸が海面より低くなる。 低いままの陸に海水が流れ込み、浸水する。

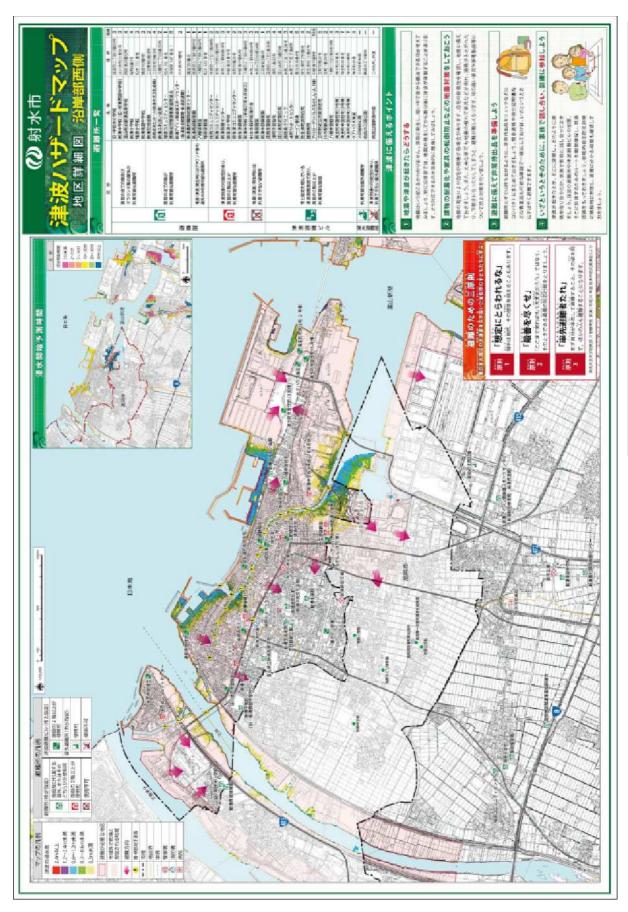


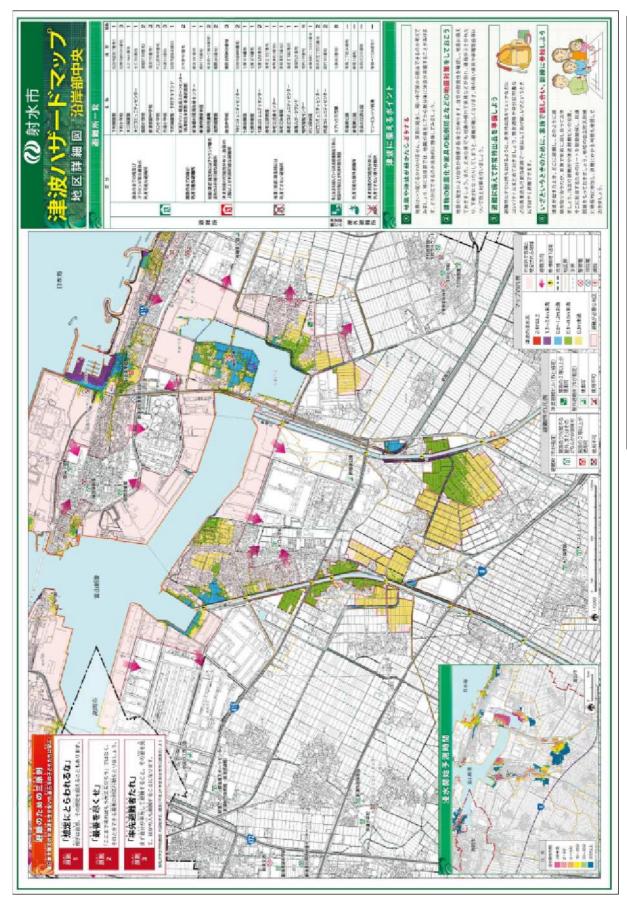


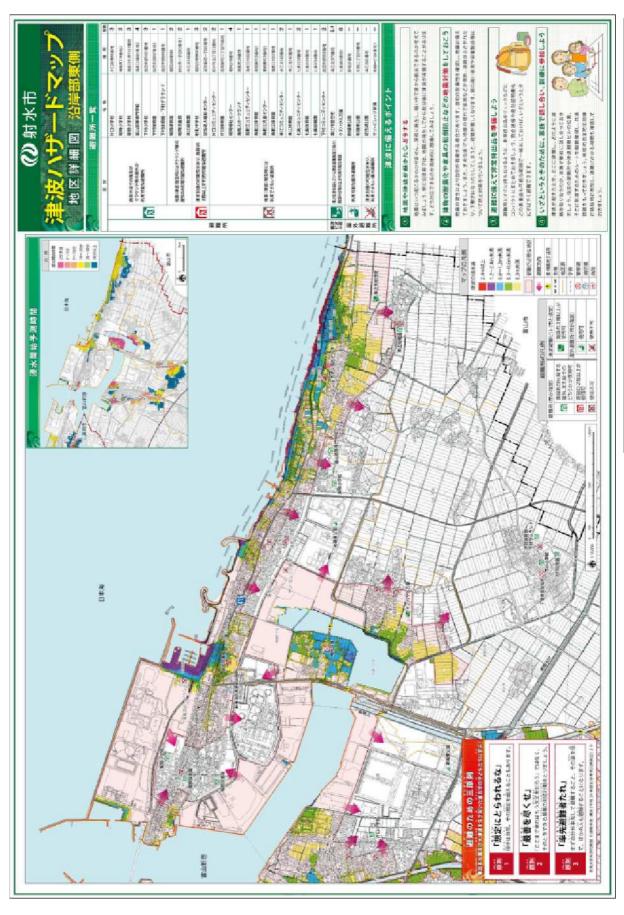


資料2 射水市津波ハザードマップ









資料3 避難対象地区における建物浸水開始想定時間及び避難所要時間

表 1 避難対象地区における建物浸水開始想定時間及び避難所要時間

j	避難対象地区名	建物浸水開始想定時間	避難所要 時間	避難対象地区名		建物浸水開始 想定時間	避難所要 時間
	<u> </u>	(分)	(分)			(分)	(分)
1	庄西町一丁目	12	20	29	堀岡古明神	19	12
2	庄西町二丁目	12	11	30	堀岡明神新	0	10
3	港町	7	18	31	堀江千石	30	11
4	庄川本町	12	11	32	草岡町一丁目	91	9
5	本町一丁目	14	10	33	草岡町二丁目	29	10
6	本町二丁目	5	10	34	海竜町	18	16
7	本町三丁目	5	9	35	海竜新町	12	21
8	放生津町	12	15	36	海老江	13	11
9	中央町	5	10	37	海老江練合	16	14
10	立町	3	14	38	海老江七軒	28	8
11	八幡町一丁目	4	12	39	海老江浜開	18	9
12	八幡町三丁目	3	15	40	浜開新町	19	9
13	中新湊	6	14	41	東明七軒	42	5
14	二の丸町	1	21	42	有磯一丁目	30	7
15	越の潟町	30	11	43	本江	16	16
16	海王町	24	13	44	本江針山	138	9
17	奈呉の江	34	8	45	本江針山新	78	5
18	片口	0	17	46	本江中新	68	6
19	片口高場	5	8	47	本江三箇	16	18
20	新片町一丁目	29	14	48	本江針山開	16	18
21	新片町二丁目	36	11	48	本江針山開	25	10
22	新片町三丁目	40	5	49	本江後新	18	15
23	新片町五丁目	7	7	50	本江北	75	6
24	新堀	30	8	51	足洗新町一丁目	17	16
25	高場新町二丁目	4	9	52	かもめ台	17	15
26	高場新町三丁目	36	10	53	七美	0	13
27	堀岡	36	5	54	七美中野	0	20
0.0	堀岡新明神(東側)	32	13	55	七美一丁目	30	12
28	堀岡新明神(西側)	0	15	56	七美二丁目	0	13

資料4 津波避難所、津波避難ビル一覧

表 1 津波避難所(避難対象区域外の屋内避難所)

					避難	所の面積		活用の
No.	名 称	住所	階数	屋内 ( m²)	耐震性の 有無	屋外 ( m²)	合計面積 (屋内 + 屋外)	可否
1	旧・中伏木小学校	庄西町二丁目12番50号	3	2,782	有	7,093	9,875	
2	新湊西部保育園	庄西町二丁目12番41号	1	586	無	1,675	1,675	
3	新湊西部中学校	庄川本町25番50号	3	5,150	有	10,876	16,026	
4	富山県立新湊高等学校	西新湊21番10号	4	13,416	有	24,955	38,371	
5	新湊交流会館	三日曽根9番18号	2	581	有	-	581	
6	高周波文化ホール(新湊中央文化会館)	三日曽根3番23号	4	11,960	有	-	11,960	
7	新湊小学校	桜町6番1号	4	6,847	有	17,448	24,295	
8	八幡保育園	八幡町二丁目12番56号	1	795	無	1,329	1,329	
9	新湊ふれあい会館	八幡町二丁目3番30号	2	481	有	-	481	
10	塚原小学校	松木715番地	3	4,890	有	11,698	16,588	
11	塚原コミュニティセンター	松木761番地	1	377	有	-	377	
12	塚原保育園	松木633番地	1	898	無	3,572	3,572	
13	高岡地区陸運事業協同組合	沖塚原747番地1	6	815	有	-	815	
14	作道小学校	作道913番地	3	4,988	無	13,875	13,875	
15	新湊南部中学校	鏡宮193番地1	3	4,380	有	11,412	15,792	
16	新湊アイシン軽金属スポーツセンター (新湊総合体育館・新湊武道館)	久々湊467番地	2	8,686	有	-	8,686	
17	新湊農村環境改善センター	鏡宮301番地	1	951	有	-	951	
18	新湊作道保育園	殿村115番地	1	1,184	有	-	1,184	
19	片口小学校	片口高場48番地	3	4,323	有	8,995	13,318	
20	堀岡小学校	海竜町118番地2	2	4,776	有	15,420	20,196	
21	堀岡保育園	堀岡289番地1	2	871	無	1,912	1,912	
22	堀岡児童館	射水町一丁目10番地1	2	1,320	無	2,778	2,778	
23	東明小学校	海老江七軒1347番地	3	5,607	有	11,532	17,139	
24	富山高等専門学校	海老江練合1番地2	4	13,515	有	30,319	43,834	
25	本江幼稚園	本江北142番地	1	457	無	560	560	
26	大江コミュニティセンター	大江201番地	1	1,000	有	9,951	10,951	
27	大江保育園	大江1464番地	1	623	有	1,011	1,634	
28	下村小学校	加茂中部1051番地	3	3,120	有	7,066	10,186	
29	下村体育館・下村グラウンド	加茂中部843番地	1	1,225	有	12,168	13,393	
30	下村保育園	加茂中部817番地1	1	710	有	700	1,410	

施設、屋外ともに活用可: 、施設のみ活用可: 、屋外のみ活用可:

## 表 2 津波避難所(避難対象区域外の屋外避難所)

No.	名 称	住所	避難場所の面積 ( ㎡)
1	三日曽根公園	三日曽根16番	13,237
2	奈呉の江西公園	奈呉の江11番地	33,163
3	新堀東公園	新堀31番地	12,650
4	有磯東公園	有磯二丁目36番地	10,000

## 津波避難所(避難対象区域内で2階以上が使用できる屋内避難所)

No.	名 称	住 所	想定浸水深 (m)	階数	耐震性 の有無	面積(	m²)
1	新湊保健センター	本町二丁目10番18号	0.5m以下	3	有	1,146	2階以上
2	放生津小学校	中新湊23番10号	0.5m以下	4	有	4,628	2階以上
3	射北中学校	堀岡古明神20番地	0.5~1.0m以下	3	有 1	3,733	2階以上
4	庄西コミュニティセンター	庄西町一丁目15番11号	0 m	2	有 <sup>2</sup>	628	2階以上
5	新湊コミュニティセンター	本町一丁目12番24号	0 m	2	有	428	2階以上
6	放生津コミュニティセンター	立町10番20号	0 m	2	有	965	2階以上
7	放生津保育園	中新湊17番10号	0 m	2	有	298	2階以上
8	足洗老人福祉センター	足洗新町一丁目5番地	0 m	2	有	607	2階以上

<sup>1</sup> 現在、耐震工事中(平成27年3月完工予定) 2 現在、新設工事中(平成25年3月完工予定)

# 表 4 津波避難ビル(市営住宅・特定公共賃貸住宅) < 8 箇所 1 5 棟 >

対象	   避難施設の名称	棟	使用箇所	住所		
地区		1715	(廊下・階段)	III//		
庄西	   庄西市営住宅	1 号棟	3 階以上	上庄西町一丁目 3 番 2 0 号		
7.13		2 号棟	3 階以上			
新湊	港町市営住宅	1 号棟	3 階以上	港町 1 番 22 号		
初 /天	庄川本町市営住宅	4 号棟	4 階以上	庄川本町 13番 11号		
		1 号棟	3 階以上	八幡町二丁目 12番 26号		
	八幡市営住宅	2 号棟	3 階以上			
		3 号棟	3 階以上	八幡町二丁目 12番 38号		
		4 号棟	3 階以上			
放生津	海王町市営住宅	1 号棟	3 階以上	海王町 25 番地		
		2 号棟	3 階以上	/母工町 25 笛地		
		3 号棟	3 階以上	海王町 21 番地		
	立町特定公共賃貸住宅	-	3 階以上	立町 10 番 20 号		
	川の駅新湊	-	2 階以上	立町1番26号		
本江	本江市営住宅	1 号棟	4 階以上	本江北 379 番地		
4 1	本江川昌江七	2 号棟	3 階以上	쑤八心 3 / 3 笛地		
	·		·	·		

## 表5 津波避難ビル(民間施設等) < 8 箇所 9 棟 >

対象	   避難施設の名称	棟	使用箇所	住所		
地区			(廊下・階段)			
	第一イン新湊	-	3 階以上	善光寺 18 番 4 号		
新湊	本町サポートセンター	-	3 階以上	本町三丁目 17番8号		
	長徳寺クリニック	-	2 階以上	本町二丁目11番24号		
七美	ケアハウス万葉	-	3 階以上	七美 882 番地 1		
	ケアハウス海王	-	3 階以上	海王町 25 番		
	アパガーデンパレス	A 棟	3 階以上	   中新湊 17 番 1 号		
放生津	なかしん	C 棟	3 階以上	中初		
	姫野病院	-	2 階以上	放生津町15番4号		
	放生津町共同住宅	-	2 階以上	放生津町1791番地		